

明監報第8号

教育委員会（小学校・中学校）行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成28年(2016年)3月24日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 千 住 啓 介

同 宮 坂 祐 太

教育委員会（小学校・中学校）行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（選定の理由）

本市においては、小中学校の教職員が、保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていない。

また、準公金について、学校での取扱いに関する統一的なルールはなく、それぞれ独自に管理されているのが現状である。

しかしながら、こうした準公金は、公金と同様、適正に管理されていなければならない。管理上の問題があれば、教育委員会の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

II 監査の期間

平成27年12月1日から平成28年3月24日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

平成26年度に行った「公金外現金等の取扱いに係る実態調査」の結果に基づき、各学校から関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

(5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

学校で取り扱っている準公金のうち、小学校47件、中学校31件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、学校における準公金の取扱いの改善に向けた取組について、次のとおり要望する。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

1 準公金の取扱基準の作成について

現金等の管理や出納事務について、昨年度の学校における準公金に係る行政監査と比較すると、全体としては改善されつつあるものの、一部の学校については依然として改善が十分でない事例が見受けられた。また、学校における準公金の取扱いに関する統一的なルールがないため、学校間において準公金の取扱いに差が生じている状況である。

準公金の取扱いについて、全国的に不祥事が発生している中、問題があれば教育委員会や教職員の責任が問われることになる。保護者にとっては、公金か準公金かの違いはないことから、公金同様に適切な取扱いに留意する必要がある。

市長事務部局では、準公金の取扱いに係る事務の適正化を図るため、明石市準公金取扱基準を定め、平成28年1月から施行されている。こうしたことから、教育委員会においても小中学校の実情を踏まえた上で、事務の透明性を確保するとともに、適正に準公金を管理するため、教職員が準公金の管理及び出納事務を行う際の統一した遵守事項等をまとめた学校における取扱基準を定められるよう要望する。